



## JAPAN LEGAL UPDATE

### Anti trust

#### 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正

平成 28 年 5 月 27 日、公正取引委員会は、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（以下「流通・取引慣行ガイドライン」といいます。）の一部改正の改正案の決定について発表しました。同改正は、平成 27 年 6 月 30 日閣議決定の規制改革実施計画を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準について見直しを図るものです。

流通・取引慣行ガイドラインは、日本の流通・取引慣行について、どのような行為が公正かつ自由な競争を妨げ独占禁止法に違反するのか、に関する指針として、基準や具体例を示しています。流通・取引慣行ガイドラインは、生産財・資本財の取引を念頭においた第 1 部及び消費財の流通取引を念頭においた第 2 部から構成されています。このガイドラインにおいて、流通業者の取扱商品、販売地域もしくは取引先の制限、または通信販売禁止その他販売方法の禁止等に関する垂直的非価格制限行為については、市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合に違法であるとされています。そのうち取引先事業者に対する自己の競争者との取引

の制限、流通業者の競争品の取扱いに関する制限、厳格な地域制限については、「市場における有力な事業者」でないものが行う場合、通常、独占禁止法に違反しないとしています。

改正前のガイドラインにおいて、「市場における有力な事業者」とは、市場シェア 10%以上又は上位 3 位以内であることが一応の目安とされ、「市場における有力な事業者」に当たらなければ原則として違法とはならないという意味で、同基準は事実上のセーフ・ハーバーとして機能してきました。しかし、例えば、市場シェアが 10%未満であっても市場における順位が 3 位以内である事業者について、セーフ・ハーバーが適用されないというのは妥当ではないのではないかという批判がありました。

この度の改正により、セーフ・ハーバーの市場シェア基準が、10%から 20%に引き上げられ、かつ、順位基準が廃止されました。つまり、新たなセーフ・ハーバー基準「市場シェア 20%以下」に該当する事業者については、上記の非価格制限行為について通常問題とならず、違法とはならない、ということになります。従前の順位基準の廃止により、仮に特定の市場において第 1 位の事業者であっても、市場シェアが 20%以下であれば、セーフ・ハーバーの適用対象となります。

### Corp.

#### 改正特定商取引法及び改正消費者契約法の成立

平成 28 年 5 月 25 日、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律及び消費者契約法の一部を改正する法律（以下「両改正法」といいます。）が成立し、両改正法とも平成 28 年 6 月 3 日に公布されました。特定商取引に関する法律の一部を改正する法律は、公布日から 1 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日から施行され、消費者契約法の一部を改正する法律は、一部の規定（取消権を行使した消費者の返還義務に関する規定等）を除き、平成 29 年 6 月 3 日から施行されます。両改正法の概要については、[2016年4月号](#)をご参照ください。